

熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度要綱

制定	昭和46年11月	1日市長決裁
改正	昭和47年	3月31日市長決裁 (略)
	平成18年	7月28日市長決裁
	平成19年	9月14日市長決裁
	平成23年	7月1日経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日市長決裁
	平成25年	3月29日市長決裁
	平成26年	4月24日農水商工局長決裁
	平成28年	3月28日市長決裁
	令和4年	7月29日商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の工場又は事業所における、公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の同額以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、公害を防止するため必要な施設の設置又は改善を行う市の認定を受けた中小企業者で、次の各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を1年以上経営していること。
- (2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。
- (3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。
- (4) 熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種であること。
- (5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。
- (6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金用途 別表に定める施設設置及び改善に必要な設備資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき800万円以内
- (3) 融資期間 7年以内
- (4) 口数 1口とする。
- (5) 融資利率 固定年利2.20パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 年0.69パーセント
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 必要に応じ徴求する。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行及び熊本銀行とする。

(認定)

第6条 融資を受けようとする者は、第3条の規定による融資対象者であることについて市長の認定を受けなければならない。

(融資相談窓口)

第7条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

(融資受付窓口)

第8条 第6条の規定により認定を受けた者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

(融資の斡旋)

第9条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適切と認めるときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

(融資審査等)

第10条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

(関係機関の協力)

第11条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

(保証制度)

第12条 保証制度は、協会の公害防止資金保証制度要綱による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、同日の借入申込み分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

公害の種類・防止施設・装置・付属設備

公害の種類	公害防止施設	公害防止装置	公害防止施設に付属する設備
大気汚染関係	ばんじんその他の有害物質(粒子状のもの)の処理施設	集じん又は除じん装置(重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗滌、電気補修もしくは音波凝集の方法により集じんするもの。以下本表において同じ。)	ガス導管、ガス冷却器、通風器、空気圧縮機(バックフィルターに付着したじんを除くためのもの。)変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんする装置に付属するもの)。ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯留機、水管、塔及び槽(洗滌液を供給するもの)。水路、ポンプ、池及び槽(洗滌廃液を処理するためのもの)。洗浄液再生装置。ミスト除却装置(これに付属する変圧器および整流器を含む)。自動調整装置。
	いおう酸化物その他の有害物質の処理施設	いおう酸化物その他の有害物質の処理装置(洗滌、吸収、中和又は吸着の方法により処理するもの)	
	粉じん処理施設	集じん又は除じん装置、散水、被覆又は密閉により粉じんの発生を防止する施設。	
水質汚濁関係	汚水処理施設	汚水処理装置(浮上、分離、ろ過、吸着、濃縮、ばっ気、洗滌、冷却、中和、酸化、還元、燃焼、沈殿、イオン交換、生物化学的処理又は殺菌により処理するもの)	水管、電動機、輸送装置(汚水を公共の被害防止の目的をもって遠隔地の共同作業場へ輸送するためのもの)。貯留装置(沈でん、ろ過、中和、酸化または還元などの前処理として汚水を混合または調整するもの)自動調整装置。薬剤投入装置。ポンプ、水路、池および槽。汚でい処理装置。
騒音、振動関係	騒音又は振動防止施設	遮音塀、遮音壁(通常の工場建築物を構成する部分を除き、もっぱら騒音防止の用に供するもの)、消音器、消音装置(もっぱら騒音防止のように供するもの)、つり基礎	
地盤沈下関係	工業用水道又は水道への転換施設	地盤沈下を防止するため、用水源を井戸から工業用水道又は水道へ転換する装置(工業用水道又は水道の水を受水、着水、貯水(地殿を含む。)、送水、冷却、冷凍、若しくはろ過するもの)	用水管用弁開閉装置。電動機。自動調整装置。
悪臭関係	悪臭処理施設	悪臭物質の処理装置(熱分解、洗滌、吸収、中和、吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集、科学的処理又は希釈により処理するもの)悪臭物質を密閉するための施設。	ガス導管、ガス冷却器、通風器、変圧器及び整流器(電気捕集の方法により処理する装置に付属するもの)。水管、塔及び槽(洗浄液を供給するためのもの)。洗浄液再生装置。吸着剤再生装置。ミスト除却装置(これに付属する変圧器及び整流器を含む。)。自動調整装置。
産業廃棄物関係	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理装置(焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破碎、中和、無毒化、安定化、又は生物化学的処理によって処理するもの)	
分析、測定関係	公害防止用分析機器	光分析装置、電気化学分析装置、電磁気分析装置、ガス分析装置、クロマト分析装置、滴定装置、炭化水素分析装置、物理的分析装置、流量計、圧力計、騒音測定装置、振動測定装置、BOD測定装置、粉じん測定装置、温度計及び資料採取装置(測定値の伝送、指木、精算の記録用装置、警報用装置及び自動制御装置を含む)で、もっぱら公害防止の用に供するもの。	